

広島県選挙管理委員会告示第八十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

平成二十九年十月三十日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病院	介護老人保健施設 リカバリー センター章仁苑	三次市和知町歳政 1800番地21	所在地	三次市和知町歳政 11800番地21